

## 長崎県食育推進事業補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、国の第3次食育推進基本計画及び第三次長崎県食育推進計画の目標達成に向けた地域における食育活動を推進するため、予算の定めるところにより、市町及び民間団体等が実施する食育推進事業に要する経費に対し、長崎県食育推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第369号）、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）、補助対象者及び経費並びにその補助額は、別表のとおりとする。

### (補助金等の交付の申請と添付すべき書類)

第3条 規則第4条の規定による申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第4号）

2 規則第4条の知事が定める申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

### (事業計画の変更)

第4条 規則第11条第2項の規定による事業計画の変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとする者は、計画変更等申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。ただし、事業計画の変更にあつては、交付要綱別表に定める重要な変更該当しない場合、計画変更等申請書の提出を省略できる。

### (実績報告)

第5条 規則第13条第1項の別に定める実績報告書（様式第6号）に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日、または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支精算書（様式第8号）
- (3) 活動写真
- (4) 支出証拠書類

### (補助金等の交付)

第6条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 概算払請求書（様式第9号）
- (2) 請求内訳書（様式第10号）

2 精算払の方法により交付する場合については、規則第21条の規定により規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書の提出を省略することができる。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、補助金の交付決定後とする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届(様式第11号)を、県に提出するものとする。

2 前項ただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨の県からの文書による通知を受けて、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

3 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(帳簿の整備等)

第8条 補助事業者等は、補助金収入及び補助事業に係る支出を記載した帳簿及び関係証拠書類を整備し、補助事業終了の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

附 則

(適用)

この要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

別表(第2条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助額
長崎県食育推進事業	市町、民間団体等及び法人格を有しない団体で地方農政局長等が特に必要と認めるもの	補助対象者が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 食育推進検討会の開催に要する経費 (2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催に要する経費 (3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進に要する経費 (4) 食文化の保護及び継承のための取組支援に要する経費 (5) 農林漁業体験の機会の提供に要する経費 (6) 和食給食の普及に要する経費 (7) 共食の場における食育活動に要する経費 (8) 食品ロスの削減に向けた取組に要する経費	2分の1以内

様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所

氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

平成 年度長崎県食育推進事業補助金交付申請書

平成 年度において、長崎県食育推進事業補助金について 円を交付されるよう、長崎県食育推進事業補助金実施要綱第3条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 事業実施計画書(様式第2号)
- 2 収支予算書(様式第3号)
- 3 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)

地域での食育の推進事業実施計画

第1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
事業実施主体の概要（団体概要）		
<p>1 責任体制が把握できるように記載すること。</p> <p>2 補助事業を実施できる能力（財政状況含む）、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。</p>		
事業担当者名及び連絡	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
事業対象地域		
事業対象地域における食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画の策定率		
策定率は、本計画の提出時点とする。		

総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		補助金	事業実施主体		
地域での食育の推進事業	冊	冊	冊	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
1 食育推進検討会の開催					
2 課題解決に向けたシンポジウム等の開催					
3 食育推進リーダーの育成及び活動の促進					
4 食文化の保護・継承のための取組支援					
5 農林漁業体験の機会の提供					
6 和食給食の普及					
7 共食の場における食育活動					
8 食品ロスの削減に向けた取組					
合計					

(注) 1 区分欄には、1～8に掲げる事業のうち、該当する事業毎に内容を記載すること。

2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載すること。

3 備考欄は別葉とすることができる。

## 事業の目的及び内容

### 1 事業の目的

事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載  
事業で実施する内容が第3次食育推進基本計画及びこれを踏まえた事業実施地域の食育推進計画に定められた目標の達成にどのように寄与するかについて記載

### 2 実施体制

事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示  
食育協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称、概要を記載

### 3 事業の内容 事業区分ごとに具体的な内容を記載

事業項目(取組内容)	実施場所	実施時期・回数	対象者・数	備考

### 4 事業の目標(達成すべき成果)、波及効果

第3次食育推進基本計画及びこれを踏まえた所在する都道府県の食育推進計画のうち以下に掲げる目標の達成につながる事業の目標を設定すること。

事業が「国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見」に、どのように効果があるかを記載。

事業で実施した各種取組について、ホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して、都道府県域内に広く普及させるための取組を記載。

具体的な目標設定について

#### 1 地域における食文化の保護・継承や日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、共食機会の提供等に関する事業

事業実施主体が存する地域における食文化の保護・継承や日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、共食における食育活動等のために、(1)のいずれか又は複数について、該当する者の割合を増加させる数値目標を定め、着実にその実施を図る。

(1) 根拠となるデータ等

ア 食文化の継承度

(ア) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し、伝えている者

(イ) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している若い世代(20~30歳代)

イ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度

(ア) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者

(イ) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代(20~30歳代)

ウ 食育の推進に関わるボランティアの数

エ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合

オ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合

(2) 目標設定に当たっての留意事項

事業実施主体が存する地域の事業開始時点における目標値に掲げる項目の実践度が把握できていない場合は、農林水産省において直近に実施した「食育に関する意識調査」等を基に目標値を設定する。

2 農林漁業体験に関する事業

食に関わる人々の様々な活動への理解促進の観点から当該事業年の体験者数(延べ人数)の増加率について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。

(1) 根拠となるデータ等

ア 増加率(%) = (a - b) / b × 100

a: 本年度体験予定者数(延べ人数)

b: 前年度体験者数(延べ人数)

イ 農林漁業体験をn数回行う場合

$$\text{増加率}(\%) = \frac{(a_1+a_2+\dots+a_n) - (b_1+b_2+\dots+b_n)}{b_1+b_2+\dots+b_n} \times 100$$

(2) 目標設定に当たっての留意事項

前年度の体験者数(延べ人数)を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して延べ人数を推定する。

前年度の体験者数が0人の場合は、増加率ではなく、本年度体験予定者数(延べ人数)を目標値とする。

3 全事業について

食品を購入する際に「国産や地域の食品を選ぶ」とする者の割合の増加

意識調査例)「農林漁業の体験活動に参加したことをきっかけにより強く意識するようになったこと」「国産や地域の食品を選ぶ」

5 事業成果・効果の検証方法

4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載

上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載

6 その他事業の推進に必要な事項

### 収支予算書

収入 (単位:円)

科目	内容及び算出の基礎	予算額
合計		

支出 (単位:円)

科目	内容及び算出の基礎	予算額
合計		

- (注) 1 長崎県食育推進事業に関するものについて記入すること。  
2 支出金額は税込み額。



平成 年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

### 誓約書

私は、平成 年度長崎県食育推進事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

平成 年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所

氏名 ( 法人にあっては名称及び代表者の氏名 )

平成 年度長崎県食育推進事業計画変更等申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった長崎県食育推進事業について、下記のとおり事業計画を変更 ( 中止・廃止 ) したいので、長崎県食育推進事業補助金実施要綱第 4 条の規定により、申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更 ( 中止・廃止 ) の理由
- 3 事業費等

	事業費 (うち補助対象事業費)	補助金額
変更前	円 ( 円 )	円
変更後	円 ( 円 )	円

関係書類

- 1 事業実施計画書 ( 様式第 2 号 )
- 2 収支予算書 ( 様式第 3 号 )

様式第 6 号 ( 第 5 条関係 )

平成 年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所

氏名 ( 法人にあっては名称及び代表者の氏名 )

平成 年度長崎県食育推進事業実施計画の実績報告書

平成 年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった平成 年度長崎県食育推進事業について、長崎県食育推進事業補助金実施要綱第 5 条の規定により、その実施結果を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書 ( 様式第 7 号 )
- 2 収支精算書 ( 様式第 8 号 )
- 3 活動写真
- 4 支出証拠書類

< 振込先 >

金融機関名 :

口座種別 :

口座番号 :

口座名義 ( カナ ) :

## 事業実績書

1 事業の目的				
事業実施計画書に記載した事業の目的を記載				
2 実施体制				
3 事業の内容 事業区分ごとに具体的な内容を記載				
事業項目(取組内容)	実施場所	実施時期・回数	対象者・数	備考
4 事業の目標(達成すべき成果)				
事業実施計画書に記載した事業の目標を記載				
5 事業を通して得られた成果				
成果指標の達成状況、波及効果についても記載すること				
6 備考				

- (注) 1 事業実施状況を示す写真を添付すること。  
2 実施に係る開催要領、配付資料などの参考資料がある場合は添付すること。

## 収 支 精 算 書

( 単位 : 円 )

収 入		
科 目	内容及び算出の基礎	予算額
合 計		

( 単位 : 円 )

支 出		
科 目	内容及び算出の基礎	予算額
合 計		

- ( 注 ) 1 . 長崎県食育推進事業に関するものについて記入すること。  
 2 . 支出金額は税込み額。

様式第9号(第6条関係)

平成 年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所

氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

平成 年度長崎県食育推進事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知があった長崎県食育推進事業補助金について、長崎県食育推進事業補助金実施要綱第6条第1項の規定により、請求内訳書を添えて下記のとおり請求します。

記

金

円

<振込先>

金融機関名:

口座種別:

口座番号:

口座名義(カナ):

請求内訳書

(単位:円)

科目	内容及び算出の基礎	予算額
計		
補助対象事業費		
概算払請求額		
事業完了 予定年月日		

- (注) 1 支出金額は税込み額。  
2 請求に係る事業費の内訳を、科目別に記入すること。

平成 年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所

氏名( 法人にあっては名称及び代表者の氏名 )

食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、長崎県食育推進事業補助金実施要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行なわないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。